

払戻金規定

第1条（目的）

本規定は、弊社が提供する有料職業紹介サービスにおいて、紹介手数料の払戻金に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（払戻金の対象）

払戻金の対象となるのは、求職者が自己都合により退職した場合に限る。

第3条（払戻金の割合）

1. 求職者が就業開始日から1か月以内に自己都合退職を行った場合、紹介手数料の100%に相当する金額の払戻しを行う。
2. 求職者が1か月超から3か月以内に自己都合退職を行った場合、紹介手数料の50%に相当する金額の払戻しを行う。
3. 求職者が3か月超から6か月以内に自己都合退職を行った場合、紹介手数料の10%に相当する金額の払戻しを行う。

第4条（払戻金の請求方法）

1. 払戻金の請求は、退職が確認された日から30日以内に書面にて行うこととする。
2. 書面には、退職の事実を証明する書類を添付することとする。

第5条（払戻金の支払方法）

1. 払戻金は、請求が受理され、内容が確認された後、30日以内に指定の銀行口座に振り込む。
2. 振込手数料は弊社が負担する。

2024年5月31日

Data Center Xpert 株式会社

代表取締役 青山 陽